福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年4月21日)

【件名】

■ 熱中症への対応について

- (健康政策課)・・・2
- 鳥取県国民健康保険保健事業実施計画(県データヘルス計画)の策定について (医療・保険課)・・・4
- 共和薬品工業(株)鳥取工場に係る行政処分について (医療・保険課)・・・6
- 新型コロナウイルス感染症患者の個人情報漏えいについて (中部総合事務所倉吉保健所)・・・7

福祉保健部

熱中症への対応について

令和4年4月21日健康政策課

近年、地球温暖化などの影響により気温が上昇し、春でも高温になることがあります。

体がまだ暑さに慣れていないこの時期から暑さが本格化する夏に向けて、熱中症によって救急搬送される方を減らし、県民の健康を守るため、今年度も引き続き以下の取組を実施します。

1 県民への注意喚起

(1) 熱中症警報等の発表(4月~10月)

○マスコミへの資料提供や県ホームページ、あんしんトリピーメール等を活用し、以下の警報を発令。

種類	発令基準	令和3年度の 発令状況
熱中症警報	鳥取地方気象台が午前11時に発表する翌日の県内 予想最高気温が30℃を超える時	49回
熱中症特別警報	鳥取地方気象台が午前11時に発表する翌日の県内 予想最高気温が35℃を超える時	9 回
熱中症警戒週間	気象庁の週間予報において、向こう1週間の予想 最高気温30℃以上の日が5日以上予測	9 回

(2) 熱中症警戒アラートの発令(環境省、気象庁)

○「気温」「湿度」「輻射熱」を取り入れた指標「WBGT」を用いて、危険な暑さが予想される場合に、暑さへの気づきを促し、熱中症への警戒を呼びかけるアラート。令和3年から全国で本格実施。 ※WBGT(暑さ指数):熱中症のリスクに影響を与える要素である「湿度」、「日射・輻射など 周辺の熱環境」、「気温」の3つの要素をもとに算出された指標で、高 いほど熱中症のリスクが高まる。

※都道府県単位で前日17時、当日5時の時点でWBGTの予測値で33℃以上が発表基準

○令和3年度、本県では16回発令

2 啓発物の配布による注意喚起

- ○熱中症の予防や症状、対処方法等を記載したうちわ、チラシ等を作成し、中山間見守り活動協定事業者、市町村保健事業担当部門を通じて高齢者世帯を中心に配付する。
- ○夏季イベント開催時に幟(のぼり)やミストシャワーを設置して予防啓発に活用する。
- ○包括連携企業等から提供を受けたポスターを掲示する。(運動施設、観光施設、医療機関、各種公共 施設等)

3 関係機関との連携

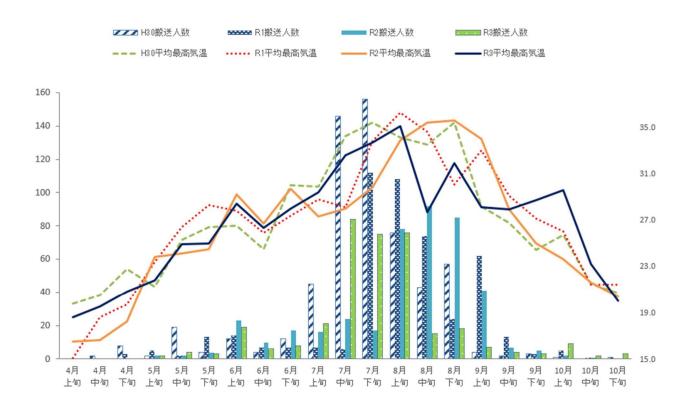
○今年度も4月25日に鳥取県熱中症対策連絡会議を開催し、特に高齢者への対策を重点的に取り組んでいくことを市町村ほか県内の関係機関と協議する予定。

※連絡会議では、鳥取大学国際乾燥地研究教育機構:大谷眞二准教授から助言をいただく。

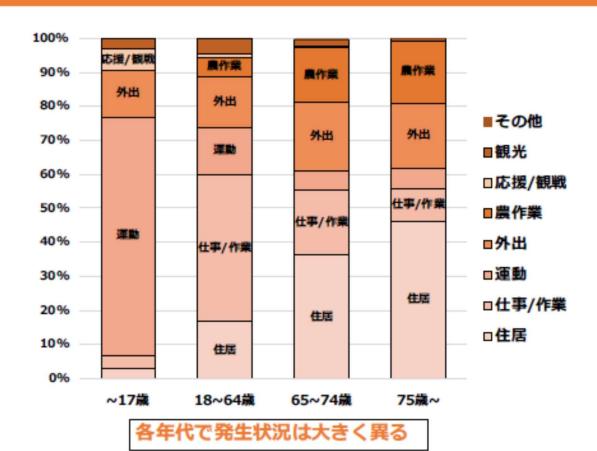
【参考】令和3年度の熱中症による搬送件数 ※()書きは令和2年度の数値

- ○搬送者数は359人(426人)と、前年から67人の減少。
- ○傷病程度別では、死亡1人(0人)、重症者7人(12人)、中等症174人(214人)、軽症177人(200人)
- ○高齢者(65歳以上)の搬送者数は227人(277人)と全体の63.2%を占め、全国の56.3%を超える割合。 うち「住居」での発症は94人(133人)と高齢者全体の41.4%(48.0%)。
- ○成人(18~64歳)の搬送者は減少した一方、乳幼児(7歳未満)、少年(7~17歳)の搬送者は増加。

月別搬送状況(月別前年度比較)



年代別/発生状況別にみた熱中症救急搬送



鳥取県国民健康保険保健事業実施計画(県データヘルス計画)の策定について

令和4年4月21日 医療·保険課

第2期鳥取県国民健康保険運営方針に定めるデータヘルスの推進に係る県の取組に基づき、市町村ごとの健康づくりを一層推進する仕組みづくりのため、県全体の国保保健事業の指針となる県データヘルス計画を令和4年3月31日に策定しました。

<県データヘルス計画の概要>

1 計画の目的

本計画は、保健事業実施指針に基づき策定する国保の保険者としてのデータへルス計画であり、県と市町村国保、鳥取県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)が一体となって保健事業に取り組むための計画です。

県内の保健・医療・介護等のデータ分析により、現状と課題を整理し、県全体の保健事業の目標および 評価指標の設定を行うなど、市町村における事業等を含め鳥取県における国保保健事業の方針を明確にし ています。

2 計画の期間

・6年間(現行の市町村データヘルス計画が平成30年度から令和5年度までのため、第1期は便宜的 に、令和4年度から令和5年度までの2年間)

3 計画の評価等

- ・データへルス推進や県が取り組む保健事業に係る目標を、評価指標の構造に沿った形で設定するとともに、当該目標の達成状況や事業の実施状況については毎年度進捗確認を行う。市町村データへルス計画についても、その進捗状況を県全体として把握・分析することで、県・市町村における各種保健事業のPDCAサイクルが実効性ある形で機能することを目指す。
- ・計画の最終年度(第1期は令和5年度)においては、目標の達成状況や市町村データヘルス計画の進 捗状況等を踏まえ、本計画全体を見直し、必要な改定を行う。

4 鳥取県における健康課題等

- ・70~74歳及び65~69歳の構成員が多いため、今後の医療費の大幅な増加が予測される。
- ・疾病大分類別1人当たり年間医療費(入院・外来)をみると、「新生物」「精神及び行動の障害」「循環器系の疾患」「内分泌、栄養及び代謝疾患」が上位を占めている。
- ・疾病中分類別1人当たりの年間医療費(入院・外来)では、男女ともに「高血圧症」が1位となっている。次に「骨折」となるが、性別年代別でみると65歳以上の女性のみが上位となっている。 等

5 県の健康課題を踏まえた保健事業等の取組方針

- (1) 生活習慣病の予防
 - ○3大生活習慣病(高血圧症・脂質異常症・糖尿病)の発症予防
 - ・各市町村の医療等データの特徴をいかした啓発
 - ・若年層からの生活習慣病予防に向けた健康づくり(自己管理等)の啓発
 - ・高齢者のフレイル対策を含めた介護予防との一体的な実施

(2) 早期発見・早期介入

- ○特定健診等による早期の異常発見、早期の生活習慣の改善
 - ・健診未受診者の減少・働き盛り世代の受診者の増加
 - ・特定保健指導の実施率の増加、中断率の減少
 - ・生活習慣病予備群への早期介入

- (3) 適切な医療機関への受診及び治療継続による重症化予防
 - ○受診勧奨判定値以上の方等を適切に医療へ繋ぐことで重症化を予防
 - ・かかりつけ医やかかりつけ薬局等と連携した支援体制
 - ・病状や病期に応じて専門機関へ繋がる体制づくり
 - ・治療中断者への対応

6 具体的な目標等

(1) データヘルス推進に係る目標等

KDB(注)データに加え、健診情報や医療・介護情報など様々なデータを多角的に突合・分析するとともに、分かりやすい形で分析結果をまとめ、市町村におけるポピュレーション/ハイリスクアプローチの実践に当たり、当該データ分析を効果的に活用できるよう、県のデータ分析事業の強化に係る目標を設定する。

注)KDB (国保データベース): 国民健康保険団体連合会が管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療」、「介護保険」等に係る統計情報を保険者向けに情報提供するシステム。

(2) 各保健事業に係る目標等

県が主体的に実施する特定健診受診率向上支援事業、糖尿病性腎症重症化予防の保健指導に係る専門家派遣事業、重複・多剤対策事業等についての事業目標を設定する。

(3) その他事業に係る目標等

発症予防や重症化予防の取組に加え、医療の適正な受診の促進、医薬品の適正使用の推進、ジェネリック医薬品の使用促進等に取り組んでいくことも重要であり、医療費適正化についても取り組んでいく。

(4) その他

- ・ホームページや広報誌を通じた周知だけでなく、地域の医師会等などの関係団体経由で医療機関等に 周知。
- ・県・市町村との連携会議をはじめ、様々な会議の場等を活用することで、本計画や市町村データへルス計画で定めた取組方針や目標の進捗状況等を把握・共有し、進捗状況が芳しくないものについては、その課題分析や解決方法に係る議論を重ね、PDCAサイクルを適切に回していく。

共和薬品工業(株)鳥取工場に係る行政処分について

令和4年4月21日 医療·保険課

令和4年3月28日、共和薬品工業株式会社に対し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第72条の2の2及び第72条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり医薬品製造業の許可に係る製造業務及び法令遵守体制に対する改善命令を行いましたので、その概要を報告します。

1 当該企業の概要

- (1) 企業名 共和薬品工業株式会社
- (2) 所在地 大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号
- (3) 代表者 代表取締役社長 角田 礼昭
- (4) 業態 医薬品製造業

鳥取工場(鳥取県鳥取市南吉方三丁目 201 番 2)

2 処分内容

医薬品製造業の許可に係る製造業務及び法令遵守体制に対する改善命令処分 (法第72条の2の2及び第72条の4第1項)

- (1) 違反事項の原因究明及び改善
- (2) 法令遵守体制の抜本的改革
- (3) 是正措置及び再発防止策に係る改善計画の策定及び提出

3 違反内容

- (1) 製造所での製造管理又は品質管理の方法について、次に掲げる事項を含め、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第179号。)で定める基準に適合させなかったこと。
 - ア製造する製品の一部について承認書と異なる製造方法による製造を行ったこと。
 - イ 製造工程の一部について虚偽の製造記録を作成し、製造管理の結果を適切に品質部門に報告 せず、製造設備の点検について一部適切に実施せず、虚偽の点検記録を作成したこと。
 - ウ 製造手順等について、変更時に必要な変更管理を行わなかったものがあったこと。
 - エ 製造手順等からの逸脱が生じた場合について、その内容を記録しておらず、逸脱による製品 の品質への影響を評価せず、所要の措置を講じなかったものがあったこと。
- (2) 医薬品製造管理者は、製造所に勤務する従事者を適切に監督せず、必要な注意を十分に行わなかったこと。

4 経緯

R3.11.24 法第69条第1項に基づく報告徴収(報告命令)

R3. 12. 22 他 報告書 受領

R4.3.11 処分予定内容について同社に弁明の機会の付与通知

R4.3.22 「弁明を行わない旨」の回答 受領

R4.3.28 法第72条の2の2及び第72条の4第1項に基づく改善命令

〈今後の予定〉

今後提出される改善計画や報告書 (R4.4.28 期限) を確認し、その内容が妥当であるかを精査するとともに、計画通りに改善が行われていることを立入調査等で確認する。

5 その他

本事案については、同社が社内自主点検を通じて探知した内容を関係府県に申告したことを端緒として調査を進めてきたものであり、同社において既に改善が進められている。

なお、承認書と異なる製造等を行っていた品目を含め、健康被害は確認されていない。

新型コロナウイルス感染症患者の個人情報漏えいについて

令和4年4月21日 中部総合事務所倉吉保健所

倉吉保健所では、新型コロナウイルス感染症の療養患者のうち、在宅療養をされる方に、体温計やパルスオキシメーターを貸し出すこととしています。その際に、貸出物品等チェックリスト(*)を同封して、患者様のご自宅のポストに封筒で投函することとしていますが、この度、患者様のご自宅に別の患者様の封筒を誤って投函し、患者様の個人名が漏えいしたことが判明しましたので、ご報告します。

今後、同様の事案が起きないよう再発防止策を講じて、個人情報の適切な管理に努めます。

1 事案の概要

(1) 事案発生所属

中部総合事務所 倉吉保健所健康支援総務課

(2) 漏えいした情報

倉吉保健所管内の新型コロナウイルス感染症患者1名の氏名

- (3) 漏えいした日 令和4年4月1日
- (4) 発覚の経緯

封筒を投函した直後、開封した患者からの通報があり漏えいが発覚した。

(5) 原因

封筒の表書きには患者の氏のみを記載していたところ、配布当日に同姓の患者があり、配達担当職員が、2通とも同じ患者宅に投函するものと誤認したこと及び配達用リストと封筒との照合確認ができていなかったことが原因である。

- (6) 対応状況
 - ・誤って投函した封筒は直ちに保健所職員が回収した。
 - ・本来渡すべき患者には、当日のうちに封筒を届けた。
 - ・氏名が漏えいした患者ご本人には、4月5日に謝罪をした上で、今後の再発防止に努めることをお 伝えした。

2 再発防止策

- ・配達を担当する職員に、配達する封筒は1世帯1封筒であることを明記した文書を交付し徹底した。
- ・これまで作成していた配達用リストは、住所・氏名が記載されていたが、このリストに患者別の番号を 振り、その番号を封筒にも記載した。
- ・封筒の宛名に患者のフルネームを記載した。
- ・研修を通じて、個人情報の保護及び上司への速やかな報告について、職員に再度徹底した。
- *貸出物品チェックリストとは、患者様の氏名のほか、貸出物品、支給物品等が一覧になっており、返却時に確認できるよう倉吉保健所が作成した書類です。